

紫雲寺町人権侵害事件の報告

卒業式・入学式の栞にわが子の名前がない

「子どもと教育を守る新潟県教職員の会」

板橋 育夫

一、いじめ問題から始まった

一九九六年、Bさんの長男Aさんが小学校に入学した。入学して間もなくの頃から、靴がなくなるとか、お腹を蹴られるとかのことが起きた。こうしたことが続いたので、家族で相談して学校にその対応を求めた。

両親が訴えるとその直後はやんだが、完全になくなることはなかった。二年になってもいじめは続き、その後ますますひどくなった。両親の記録によれば①頭をたたかれる、②まわし蹴りをされる、③石につまづく仕掛けをされて転ばされる、④棒でたたかれる、⑤石を投げられるなど、二〇件ものことが、日時、場所、

内容で残されている。

この前の年、春日中の「いじめ自殺事件」が起きていたことから、学校側は最初、真剣に取り組む姿勢を見せていたが、校長を窓口にして取り組むようになってから、「調べてみたが、いじめの事実は確認できなかった」の結論で押し通すようになった。

Aさんはずいに学校に行けなくなり、四年間が過ぎていった。この間の本人と家族の苦闘は筆舌に尽くしがたい。

二、卒業前に矛盾が一気に吹き出る

家族は、Aさんの小学校卒業を間近に控え、いじめ

問題に決着をつけ、気持ち良く中学校に進学させたいと考えていた。学校・教育委員会と、いじめ問題について話し合いを進めると、「もう過ぎたことだからいいじゃないか。これからのことを考えよう」と、まともに取り合おうとしなかった。

問題解決が十分に図られないままに、二〇〇二年三月二五日の卒業式を迎えた。

Aさんと父親は勇気を振り絞り、当日の式場へ出かけた。普通であれば、久しぶりに登校したAさんを迎え、担任は飛んで来て言葉をかけるものであるが、そうしたことはなかった。担任を含め学校側は見えぬ振りをした。やむなく二人は式場の後ろに立って、その時を迎えた。そこで信じられないような人権侵害事件が起きた。

①卒業証書授与ではAさんの名前は呼ばれなかった。②校長の式辞は、半分近くがAさんのことであり、本人のプライバシーに亘ることを平然と述べた。③学校側は一生懸命やったこと、いじめの事実がなかったことなど学校側の主張が、保護者、来賓のいる前で強調されて述べられた。④当日配布された葉の卒業証書授与者欄にAさんの名前がなかった。(二人には葉が渡

されていなかった)ので、④の事実は六ヶ月後に知った。

三、町教育委員会と学校がした差別の数々

二〇〇二年九月、わたしはこれらの事実を知った。あまりにもひどい事例なので、にわかには信じ難かった。調査を進めていくうちに、卒業式、入学式の葉が手に入り、それが真実と分かった。「人の子どもになんてことをするのだ」と、学校側のひどい仕打ちに怒りがむらむらとわいてきた。このまま放置するわけにはいかないと思った。

紫雲寺町教育委員会、藤塚小学校、紫雲寺中学校のAさんへの不平等な取り扱いと人権侵害は次のようになる。

- (1) 藤塚小学校卒業式の案内状を渡さなかった。
- (2) 卒業証書に記載する名前に、誤りがないかを確かめる調査用紙を渡さなかった。
- (3) 卒業式の葉の卒業証書授与者欄に名前がなかった。

(4) 小学校長は、卒業式の式辞でAさんのプライバシーに触れる内容を本人の同意なく話した。

(5) 紫雲寺中学校への入学通知書（法律で渡すことを義務付けられた書類）を渡さなかった。

(6) 紫雲寺中学校の葉の入学者欄に名前がなかった。

(7) 当日の式では、名前の呼び上げがなかった。

(8) 学級の数にも入れてもらえなかった。

(9) 四月三〇日までには渡すことを義務付けられた教科書を、家族が請求した十一月まで放置していた。

(10) 四年、五年の指導要録の所見欄が記載されていなかった。

なかった。

(11) 右記の期間、中条町の適応指導教室に通っていて資料が毎月学校に送られていたが、出席日数として算入してもらえなかった。

四、新潟県弁護士会に人権侵害事件として提訴

あまりにもひどい人権侵害なので、〇二年一〇月二二日、子どもと教育を守る新潟県教職員の会は、町教育委員会と各学校に不平等な扱いの是正と、本人および家族への謝罪を申し入れた。

一二月二六日、町教育委員会教育長 長谷川孝志名

で「今までの経験から保護者の意向に沿った形で対応するよう教育長から指示したものであり、直接、中学校長からお詫びするのは適切でないと判断しております」との回答が届いた。

人権侵害とは認めないし、謝罪する意思もないことがはっきりした段階で、〇三年の二月、救済を求める緊急申請書を新潟県弁護士会に提出した。双方に対する調査は一〇ヶ月に及び、〇三年二月二四日、人権救済の要望と勧告書が出された。

新潟県弁護士会 会長 渡辺昇三 人権救済申立事件について

人権救済申立事件について、慎重に調査した結果、被害者の救済・侵害予防のための適切かつ実効性のある措置が必要との認定に至り、「要望書及び勧告書」を紫雲寺町教育委員会、藤塚小学校、紫雲寺中学校に送付した。（平成一五年二月二四日）

主 文

(1) 卒業式のしおりに名前を記載しなかったことについて

平成一四年三月二五日、紫雲寺町立藤塚小学校で行われた卒業証書授与式において、同校が配布した卒業証書授与式のしおりに申立人の氏名を記載しなかったことは、教育的配慮を欠いた不適切な処置であった。

(2) 町教育委員会が入学通知書を交付しなかったことについて

平成一四年四月一日、紫雲寺町立紫雲寺中学校の新年度が開始されたが、同時期に至っても、同町教育委員会が就学予定者たる申立人の両親に対して入学期日通知書を交付しなかったことは、学校教育法施行令第五条第一項の趣旨に照らして不適切な処置であった。

(3) 入学式のしおりに名前を記載しなかったことについて

平成一四年四月五日、紫雲寺町立紫雲寺中学校で行われた入学式において、同校が配布した入学式のしおりに申立人の氏名が記載されておらず、かつ、申立人の属するクラスの数に申立人が加えられなかったことは、教育的配慮を欠いた不適切な処置であった。

(4) 教科書を交付しなかったことについて

平成一四年四月一日から同年一月二一日に至るまでの間、同町教育委員会が同校の第一学年の教科書を申立人に交付しなかったことは、申立人の学習権を侵害する処置であった。

五、県教育委員会が特別通知を出す

〇四年一月一六日、県弁護士会の「人権救済申し立て事件についての(ご)通知」を受け、記者会見を開いた。その様子は、翌日の新潟日報、毎日、読売、朝日の各紙に載り、NHK、TENYが県内ニュースで報道した。

当日、県教育委員会とも話し合いをして、今後このようなことが起きないように県内の学校に指導するよう求めた。こうした状況を受け、県教育委員会は、〇四年三月九日、「不登校児童生徒への対応について(通知)」市町村教育委員会教育長宛に出した。

この中で「今後このような事例が再び発生することのないよう、不登校児童生徒への対応を適切に行う必要がある」と述べ、町教育委員会の見解を否定した。

また、「指導要録の出席日数が不正確で所見が未記入の部分があったが、文科初第二五五号文部科学省初等中等教育局長通知を参照に、適切な対応に努める必要がある」との見解を示し、保護者の意向を認知した。

六、紫雲寺町は人権尊重の町宣言

この四月になって、紫雲寺町が一九九五年(平成七)一月二〇日、「人権尊重宣言」をしていたことを知った。「驚いた、びっくりした」というのが正直な感想だ。

この宣言の中で「基本的人権の尊重は、日本国憲法が保障する根本理念であります」と高らかにうたっている。「近年、他人の生存権や生活権を脅かし、人間の生きる権利『人権』を侵犯すること甚だしく、児童、女性、高齢者等のひそやかな幸せまでも侵し、いじめ、虐待、差別等の悲しむべき行為がさえ見られる状況であります」として、「町民一体となって、思いやりの心あふれる紫雲寺町建設のため、最大の努力をすること誓います」と宣言している。

もしこの宣言で誓ったことが、教育委員会や学校の中で真剣に取り組まれていたとしたら、「いじめ問題」

にもしつかりとした対応ができたであろうし、その後の人権侵害も起きなかったであろう。

残念なことに、この宣言はこれまで生かされてこなかったし、今もって生かされようとしていない。

七、全国の識者にコメントを求める

この三月になってから、紫雲寺町人権侵害事件の概要を地域の人に知らせるためにピラを作成した。それに併せて全国の大学にピラを発送してコメントを求めた。そのいくつかを紹介しよう。

◎卒業式、入学通知、入学式に不適切な処置。それ自身が子どもの人権に反するもの、すなわち、子どもたちの生存権的学習権を奪うものである。何故なら、学校に通うことを否定すること自体、“生存権”を否定することである。そんなことは学校行政にできないはずだ。(大阪教育大学・玉置哲淳)

◎新潟県弁護士会の「要望・勧告書」に賛同します。このような措置をとったことについて、当該教育委員会および学校は、説明責任を負い、謝罪

すべきだと思います。(新潟大学法学部・笠越澄弘)

◎教育の根源になければならないのは、憲法二三条が明規する「個人の尊厳」ということです。個人の尊厳・個人の尊重という憲法価値の大切さを紫雲寺町教育委員会、当該小中学校は真摯に受け止めることが何より必要なことです！(新潟大学法学部・根森健)

八、「親の意向」が作り出された

町教育長は、NHKの取材に「親の強い意向に沿うことが子どもの幸せにつながると思って名前を載せなかった」と答え、それがそのまま県内で報道された。

両親はこれまで「卒業式、入学式の乗に名前を載せないで欲しいと言ったことはない」と主張して、教育長と真つ向から対立していた。両親は共に几帳面な方で日記、記録、録音テープなど、話し合いを持つ度毎に丹念に残していた。その記録資料と付き合わせるため、教育長に「いつ」「どこで」「何を話した」のかの資料提出を求めた。唯一出したものが教育長と父親の

電話会話記録・「備忘録」であった。

電話をしてきたという時間に家族は買い物に出かけていた。それを証明するレシートが残されている。また、会話の記録は仔細なもので、録音テープに録っておかなければ再現できないものであった。教育長は「録音テープがある」と主張しているので、提出を求めたが、未だそれがされていない。

こうした経過や資料から推量してみると、「親の意向」が教育委員会と学校によって意図的に作られた可能性がある。

九、「親の意向に沿った」論の誤り

両親はそんなことを言った覚えはないと強く主張しているのだが、仮の話、「両親が言った」としたら卒業式、入学式の乗から名前を削ることができるのだろうか。

個々の子どもたちの卒業が認定され、卒業生名簿が出来上がる。この名簿は法律に基づいて作成されたものである以上、法律に示された条件がない限り、名前を削り取ることはできない。教育長の恣意的な判断でそんなことをすることは、職権の濫用であり絶対に許

されない行為である。

「親の意向に沿った論」の誤りの第一は、憲法一条「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない」の無理解にある。「親の言ったこと」なら、「どのようなことも子どもに為しうる」と考えた結果だったようだが、とんでもない解釈である。子どもは親の付属物ではない。独立をした人格を持ち、基本的人権を保有している。その人権を親といえども侵害できないことは、憲法の条文が示すとおりである。「親の意向」を盾にして自己弁護を図っているが、その理論の矛盾を覆い隠すことはできない。

第二は、法定行為（保護者への入学通知交付）をしなかったことに説明がつかないこともある。法治国家においては、「誰かの意向」によって、その可否を決定することは許されていない。法的な要件を満たさなければ、単なる違法行為にしか過ぎない。

第三は、「親の意向」と言われているものが、「真の親の意向」だったのかという問題である。両親は、いじめ問題が発生して以来、一貫して子どもの人権を守ろうと真剣に取り組んできた。その情愛は他の親御さんに勝るとも劣らないものがある。その両親の真意が、

わが子に対する不平等・不利益な取り扱いを望んでいなかったことは確かである。ましてや人権侵害にまで及ぶ不法行為を望んでいないことははっきりしている。教育委員会と学校は教育の専門家として、保護者の真の意向を汲み取る努力をしなければならぬ。これができなかった関係者には、誤った事柄の大きさから社会的な批判が浴びせられるのは当然のことである。

「信じられないようなひどい扱いである。誤りを誤りと認め、謝罪できない人間に教育に関わる資質が備わっているはずがない」（秋田大学教授）の声を、報告のまとめにしよう。

十、Aさんと両親の訴え

① Aさんの訴え

僕がいちばん訴えたいことは、小学校、中学校での扱いが同級の友だちと同じでなかったことです。なぜ僕にはみんなと同じ扱いをしなかったのか、僕はこのことで何年も苦しんできました。

僕はみんなと同じ扱いをされたかったのに、この長い間、教育長、校長がこのことをしてくれなかったことが残念で仕方がありません。

②両親の訴え

わたしの子は、いじめを受けて学校に行けなくなり
ました。なんとかしたいと学校側に解決をお願いしま
したが、「いじめはなかった」の一点張りで、取り合
ってくれませんでした。そうこうしているうちに、小
学校の卒業期を迎えました。卒業式の案内状、中学校
への入学通知書などがもらえませんでした。その上、
卒業式、卒業式や入学式のしおりからも名前を落とさ
れてしまいました。あまりにもひどい扱いなので、県
弁護士会に提訴して、人権侵害事件として認定しても
らいました。

わたしたちは、他の子どもさんと同じに扱って欲し
いのです。わたしの子の人権と名誉を回復して欲しい
のです。と同時に、人権侵害を引き起こした責任者の
謝罪を求めたいのです。この四月の異動で、その責任
者は藤塚小学校から転動しました。だからといって、
人権侵害の事実をうやむやに終わらせて欲しくないの
です。

(いたばし いくお・新津市)

